

環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 国土交通省関係省令の整理に関する省令について

1. 背景

第 217 回国会で環境影響評価法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）が成立し、同法において環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「アセス法」という。）が改正され、アセス法第 53 条を 1 条繰り下げることとされた。

改正法の一部施行に伴い、アセス法第 53 条を引用する国土交通省所管省令において、所要の措置を講じる必要がある。

2. 概要

今般の改正法の一部施行により条ずれが生じるアセス法第 53 条を引用している以下の国土交通省令の規定について、条ずれの措置を行う。

- ・ 鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年運輸省令第 35 号）第 4 条第 1 項第 2 号ロ（6）
- ・ 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年運輸省令第 36 号）第 4 条第 1 項第 2 号ロ（7）
- ・ 港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年運輸省令第 39 号）第 3 条第 1 項第 2 号ロ（7）
- ・ 軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年運輸省・建設省令第 2 号）第 4 条第 1 項第 2 号ロ（6）
- ・ 道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年建設省令第 10 号）第 4 条第 1 項第 2 号ロ（7）
- ・ 湖沼水位調節施設事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成 10 年建設省令第 11 号）第 4 条第 1 項第

2号口（7）

- ・放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第12号）第4条第1項第2号口（7）
- ・土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第13号）第4条第1項第2号口（7）
- ・新住宅市街地開発事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第14号）第4条第1項第2号口（7）
- ・工業団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第15号）第4条第1項第2号口（7）
- ・新都市基盤整備事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第16号）第4条第1項第2号口（7）
- ・流通業務団地造成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第17号）第4条第1項第2号口（7）
- ・独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年建設省令第18号）第4条第1項第2号口（7）

3. 今後のスケジュール

公布：令和8年3月31日

施行：令和8年4月1日 ※改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行日